

1 議 事 日 程

〔令和5年太宰府市議会 環境厚生常任委員会〕

令和5年12月8日

午前10時00分

於 全員協議会室

日程第1 議案第51号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第52号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第53号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第60号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第55号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第56号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第57号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	小 畠 真由美 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	原 田 久美子 議員	委員	舩 越 隆 之 議員
”	森 田 正 嗣 議員	”	今 泉 義 文 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（7名）

市民生活部長	高 原 寿 子	健康福祉部長	川 谷 豊
市民課長	今 村 江利子	税務課長	田 代 浩
国保年金課長	山 口 辰 男	介護保険課長	柳 谷 雅 子
高齢者支援課長	大 山 清 敬		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	野 寄 正 博	議事課長	花 田 敏 浩
書記	陣 内 成 美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第51号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は20ページから22ページ、条例改正新旧対照表は13ページから17ページでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、公布の日から1年6月以内の政令で定める日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、来年秋に予定されている健康保険証の廃止に伴い、現在保険証を提示していただき事務処理を行っている子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度障がい者医療費助成におきまして、医療保険各法における被保険者及び保険者情報を用いる必要があるため、医療保険各法に関する規定を定めるとともに、太宰府市子ども医療費の支給に関する条例第3条第2項第1号をはじめ太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例、太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例で定める除外対象者の確認や、住民基本台帳法第7条第4号で規定される情報を用いる必要がありますことから、生活保護関係情報、住民票関係情報として定めるものでございます。併せて別表第2の7の項及び11の項の引用の整理を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねをいたします。

この対象は、いわゆる特定個人情報といわれるものだと思いますけれども、似たような言葉として個人情報というのがございまして、多分扱いにおいてかなり差があると思っておりますけれども、個人情報の場合はかなり厳しい制約がかかっておりますけれども、特定個人情報ということになってきますと、これは当然いろいろな保険情報のやり取りをしながら、効率的に制度を運用していくために、こういう別表に基づく事務を追加して情報利用をされるということだろうと思うんですけれども、これ何か不都合といいますか、そういったことがあった場合は、どこで所管されるというか、チェックをされるのかなとちょっと気になったものですから、その点、お分かりになりましたら教えてください。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 個人情報と特定個人情報の違いでございますけれども、特定個人情報のほうには、いわゆるマイナンバーという部分が含まれておりまして、今後保険証が廃止となった場合については、そのマイナンバーカードから情報を得る必要があるということで、こちらのほうを設定させていただいております。そういった特定個人情報もしくは個人情報等の問題があった場合については、市の所管としては文書情報課になろうかと考えております。

以上でございます。

○委員（森田正嗣委員） 結構です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第51号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第52号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第2、議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田代 浩） 議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は23、24ページ、条例改正新旧対照表は18ページでございます。

この件につきましては、11月14日の議会連絡会でご報告させていただいたとおりでございますが、10月26日開催の第3回税制審議会におきまして、現状のまま3年継続することが望ましいとの答申をいただきました。この答申を十分に尊重し、現状のまま本税の適用期間を3年延長させていただくものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表18ページの附則第2項の適用期間につきましては、現行の令和6年5月22日を3年延長し、令和9年5月22日に改正させていただくものでございます。

歴史と文化の環境税収入の使途につきましては、今後とも歴史と文化の環境税運営協議会で慎重に審議していただき、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 歴史と文化の環境税なんですけれども、収入としては毎年増えているのか、それとも現状維持なのか、減っているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（小島真由美委員） 税務課長。

○税務課長（田代 浩） 令和2年からコロナの影響でかなり税収のほうが減っておりました。昨年の終わり頃から徐々に回復してきておりまして、今年度も回復傾向にはございます。ただ、コロナ前の令和元年度までは届かないというような状況でございます。

○副委員長（長谷川公成委員） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第52号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第53号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第3、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

市民課長。

○市民課長(今村江利子) 議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は25ページから26ページ、条例改正新旧対照表は19ページでございます。

条例改正新旧対照表19ページをご覧ください。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正が令和3年5月19日に公布され、令和5年5月11日から施行されております。これに伴い、今月下旬から一部のコンビニエンスストアにおいて、スマートフォンを利用した印鑑登録証明書等のコンビニ交付が順次利用できることになるため、第13条の2の全部改正を本議会で提案いたしております。

内容といたしましては、現在もコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機マルチコピー機にて、個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付申請を行うことが可能となっておりますが、移動端末設備、いわゆるスマートフォンのうちアンドロイドの一部機種を利用することでも交付申請が可能となるよう変更いたしております。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員(森田正嗣委員) 文言についてちょっとお尋ねをいたします。

現行が民間端末機ということで始まっておりまして、それが多機能端末機ということに切り替わっておりますが、今ご説明のあったコンビニエンスストアなんかで設置されている多機能の機器を介してのということということでよろしいんですね。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（今村江利子） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） では、第2点目でございますが、この多機能端末について、この改正案のほうの多機能端末機の括弧書きの中に、本市の電子計算機と電子通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機というふうにありますけれども、この本市以外の者というのは、普通にはコンビニエンスストアのことを想像するんですが、言葉の上では本市以外の者というのは、本市以外の公的な何か機関といいますか、そういうことまでも字句としては含まれているんでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 今回、民間端末機から言葉を変更させていただいておりますけれども、内容としては一緒でございます。多機能端末機につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、コンビニエンスストアとかというものを想定いたしております、行政機関ということではなく、あくまで同じ表現ではございますが、民間端末機ということでございます。以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかによろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 個人カードを持っていらっしゃらない方は、コンビニエンスストアのほうでの利用はできないということですかね。改めてもう一度聞きたいと思います。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（今村江利子） 委員のおっしゃるとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方はご利用できません。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 個人番号と戸籍の名前と、そうか、それは一緒か。コンビニで、免許証の場合、私の場合は「原」に点がないんですけれども、1点違ったら、そういうのがちょっとできないんですよ。できなかったんですよ。その場合は、個人カードと戸籍のあれはもう間違いなく、字の間違いというのはそちらのほうでもうきちんとなっているんですかね。個人番号の筆跡ありますよね、名前が、それに点が1つなかったら、ほかの会社とのカードの、さっき言われたデジタル社会の形成ということですから、そういうふうなほかのところの、これは戸籍謄本とか印鑑証明書とかそういうふうなのをもらうための個人カードだと思うんです

けれども、ほかの会社とか、今 a u P A Y とかそういうようなときにはもう使えないんですかね、個人カードで。分かりますかね。

使えないということ、免許証とこれはもう関係ないと思うんですけども、個人カードと免許証は一体になっていくわけでしょう。太宰府では個人カードと免許証はもう全然別と考えていいんですかね。

○委員長（小島真由美委員） 証明として使えるかという意味ですか。

○委員（原田久美子委員） そうそう、そうそう。

○委員長（小島真由美委員） 字が点がある、ないですかね。

○委員（原田久美子委員） あくまでもマイナンバーカードの筆跡の中で、「原」に点がある、ないにきちんとなっているのかどうかを確認したかったんですよ。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（今村江利子） マイナンバーカードの文字は、戸籍を基に住民票が変わりますので、戸籍イコール住民票イコールマイナンバーカードとなっております。

○委員（原田久美子委員） ありがとうございます。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

○委員（原田久美子委員） それを確認をしたかったんです。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

ちょっと私のほうからいいですか。

これはコンビニエンスストア等で使うとき、マイナンバーカードの暗証番号が必要になりますが、今暗証番号を忘れたとかということで問合せ等があっけきしているかどうか。それに対する対処法を改めて教えていただきたいと思います。

市民課長。

○市民課長（今村江利子） 暗証番号が分からなくなったという問合せは、今に限らず以前からあっております。暗証番号の再設定は市役所でしか行えないので、マイナンバーカードとご本人確認ができる書類を持ってきていただければ、変更いたしております。

○委員長（小島真由美委員） 分からなくなった場合というのは、再設定という形でしか対処ができないということですね。

市民課長。

○市民課長（今村江利子） 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

ほかに大丈夫ですね。

船越委員。

○委員（船越隆之委員） ちょっと単純な質問ですが、セブンイレブンあたりでマイナンバーカードを使って例えば住民票を出しますよね。今まで市役所やったら300円ぐらいかかっていましたよね。そのお金は、そのときに300円入れればいいんですか。私、使ったことがないか

ら、初めて、分かんのですよ。そのときに入れればいい。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（今村江利子） コンビニのお金を投入するところに入れていただいて。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 300円って出るんですかね、それは。

○委員長（小島真由美委員） 市民課長。

○市民課長（今村江利子） そうです。

○委員長（小島真由美委員） 船越委員。

○委員（船越隆之委員） 出るわけですね。ありがとうございます。すみません、今まで使ったことがないんで、ちょっと聞いとかなんとかんかと思っ。ありがとうございました。

○委員長（小島真由美委員） すみません、私のほうからもう一つ。これ、アンドロイドの一部ということなんです、これからスマートフォンの対象が増えてくるということは流れとしてあるのか。また、このスマートフォンの操作についての周知、また情勢ということ、市民へのこの辺の周知みたいなことはどのようにされていくのか教えてください。

市民課長。

○市民課長（今村江利子） 国のほうでは i P h o n e のほうも対応のほうを検討しております、作業をされていますが、まだ今のところ、いつからというのは通知のほうは来ておりません。

周知のほうですけれども、ホームページのほうに載せておりますので、そちらでご覧いただくようになります。

○委員長（小島真由美委員） 分かりました。

それでは、皆さんのほうから質問がなければ質疑を終了いたしますが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第53号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第60号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第4、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、定例会2日目に追加提案させていただきました追加分の1ページから4ページ、条例改正新旧対照表は、追加分の1ページから4ページでございます。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により、地方税法の一部が改正されることに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

内容としましては、子育て世代の負担軽減及び次世代育成支援として、出産被保険者に係る国民健康保険税の免除措置が導入され、当該被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額について、産前産後期間分を減額するものでございます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、ここからは資料に沿ってご説明をさせていただきます。

資料1-1のほうをお願いいたします。

項目の番号の2番の部分についてご説明申し上げます。

まず、資料に記載しています単胎妊娠の場合ですが、免除期間は、出産予定月または出産した月の前の月から出産予定月または出産した月の翌々月までの4か月でございます。

例といたしまして、出産予定月または出産した月が制度開始月と同じ令和6年1月の場合は、産前産後期間としましては令和5年12月から令和6年3月となりますが、この場合、改正の施行日が令和6年1月1日でございますので、令和6年1月から3月分が減額されることとなります。

次に、多胎妊娠の場合は、単胎妊娠の場合の出産予定月または出産した月の前の月が3か月前からとなり、免除期間は6か月となりますが、免除期間の終期は単胎妊娠の場合と同じでございますので、資料に記載しています例においても、単胎妊娠の場合と同様、令和6年1月から3月分が減額されることとなります。

施行期日は令和6年1月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 資料1-1の4番の申請等なんですけれども、届出がない場合、市が出生届などで必要な事項が確認できれば職権での免除が可能とあるんですが、これはやっぱり中には忘れる人とか、ちょっと知らなかったとか、見落としですよね、結構いると思うんですよね。そのときに、例えばもう出産された後に気づいてというときは、遡って減免というふうな認識でよろしいんですか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） お忘れになられて、そういった場合についても、時効の範囲内においては遡及して適用するという形で考えております。

○副委員長（長谷川公成委員） 分かりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

ちょっと文言につきまして教えていただきたいのですが、案のほうで、第21条に次の1項を加えるとして、第3項の条文案が示されておりますが、この中に、第1行ですけれども、「国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者」という文言がございますが、ちょっと私のほうでネットで調べてみたんですけれども、地方税法施行令の56条の89第4項というところが見当たらないんですね。そこで、附則を見ましたら、附則では令和5年1月1日がそこでは一番の更新の月になっておりましたので、その後にこの第4項が追加されて、この妊娠の被保険者についての規定が創設されたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） こちらのほうの追加につきましても、令和6年1月1日ということになりますので、インターネット上で検索できますe-Govの部分で施行日を令和6年1月1日という形に変更していただきますと、この追加された条項が出てくるようになっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） ありがとうございます。

それで、ちょっと少し前後関係を教えていただきたいのですが、この場合、国民健康保険税の納税義務者というのは世帯主というふうにしたしかっていると思うんですけれども、このときに妊婦さんといいますか、出産をされた方の免除額を取り扱うときに、その出産被保険者に関わる基礎税額とか、それから出産被保険者に関わる後期高齢者支援金等の課税額とか、あるいは介護納付金というふうな形で、納税者と免除の対象の計算基礎というのが、一見

すると何か矛盾しているようなという感じを、仮に12分の1で割って、4月分なり6月分を差し引くとしても、これはどういうふうになったら、納税義務者とこの計算の対象者とがちょっと違っているということは、これはどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） そのあたり非常に複雑ではございますけれども、まず世帯の中で例えば3人、4人いらっちゃって、そのうちのお一人が出産をされるという場合におきましては、まず基本の当初の税額算定の部分から、対象となるその方の期間の所得であったりとかそういうものを算出しまして、その部分から減額となる期間分を減額するという形で計算をして、再度世帯全体の税額をもう一回計算し直すという形になっております。その場合においても、7割軽減、5割軽減、2割軽減の方もいらっしゃいますので、そういったことも適用させながら、また課税限度額まで課税されてある世帯もありますので、その分についても一旦計算を全部やり替えて、もう一回再度、4か月分なり、産前産後期間分を除いた部分でもう一回計算をかけ直して、改めて税額の更正通知を送らせていただくということになります。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） 多分私もよく分かってないと思いますが、結局この場合は、出産被保険者に関わる所得についてまずは計算した上で、最後は微調整の形で納税義務者の総体的なものとしての金額を算出するというふうに理解すればよろしいんだろうと思うんですが、最初に出産被保険者の後期高齢者支援金というのがなぜ出てくるのかとか、介護納付金というのがなぜそんなに、出産される方は多分お若い方がいらっちゃって、その方の関係で後期高齢者の、もちろん国保の税額上というか、計算上、それも当然もともと国保の項目としてそういうものが項目があって、その分を計算していくということは分かっていたんですけども、出産被保険者について後期高齢者の分というのは、もっともご本人、その方がいるかないかにもかかわらず、国の定めでそれは一定率払わなければいけないということになっているようですから、それはそういうことでいいのかなと思いましたがけれども、最終的には先ほど申しましたように、出産被保険者に関わる所得についてまずは計算をした上で、その上で最後にはいろいろなほかの減額分とかそういうものの総合調整をした上で、最終的には世帯主の納税の金額を算定するというふうに事は推移していくというふうに理解すればよろしいんですね。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 委員がおっしゃるとおりの計算を行って、最終的に納税義務者である世帯主さんのほうへ変更後の更正通知のほうを送らせていただくということになります。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

私のほうから、すみません、1点、これは申請が6か月前からできるというようなことでございます。今後、医師会と産婦人科とかにポスターを貼るとか、様々な周知がないと、なかなかこれ、世帯主さんからの申請がどのくらい上がってくるのかなというふうにも思うんです

が、資料1-2のように、来年の1月1日から市のホームページなどにもここで掲載がされる  
というようなことにはなっているんですが、果たしてそれだけでこの申請方式のこのことが周  
知ができてくるのか、ちょっとクエスチョンマークがつくところなんですが、医師会との連携  
とかというのは、これから何かある予定とか、そこら辺の情報があれば教えてください。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 委員ご質問の医師会もしくは産婦人科医等との連携でございます  
が、今のところはちょっと考えておりませんでした。今後検討させていただきたいというふう  
に思います。

それから、こちら資料1-2のほうのチラシでございますが、今月1日から国保年金課及び  
子育て支援課のほうの窓口のほうに配架をさせていただいております。例えば子育て支援課の  
ほうで母子保健手帳のほうの申請があった場合については、この案内をさせていただいて周知を  
図っていただく、もしくはまたは市民課のほうで出生の届出があった、これは死産等にも関わ  
らず、届出があった場合について、情報を共有させていただくということで、連携の体制は今  
現在取っておるところでございます。

今回、条例の改正を受けまして議決をいただきましたら、1月1日の広報及びホームページ  
で広く周知をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。庁内の横の連携の中での周知のほうは、ど  
うぞよろしく願いいたします。

ほかになれば、質疑を終結したいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第60号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は  
原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第55号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第5、議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書は42ページをお開きください。

それでは執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

議案書は28ページ、補正予算書は42ページから56ページになります。

補正予算書50、51ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費、002庶務関係費の143万6,000円、同款2項1目賦課徴収費、001賦課関係費の9,000円、002徴収関係費の94万8,000円、5款1項1目特定健康診査等事業費、001特定健康診査等事業費256万9,000円のうち、2節給料64万1,000円、52、53ページに移りまして、3節職員手当等35万円、4節共済費9万3,000円の合計108万4,000円、総計で347万7,000円につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員に係る人件費の増額補正をお願いするものでございます。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分でございますが、関連がございますので、補正予算書の48、49ページの歳入のほうをお願いします。

まず、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分32万4,000円の減額補正でございますが、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でご説明申し上げました出産被保険者の産前産後期間の免除制度による令和5年度分の減額見込額を計上しております。

この減額に伴い、5款1項1目一般会計繰入金の8節産前産後保険料繰入金におきまして、出産被保険者の産前産後期間の令和5年度分の税収の減額見込額分に対する繰入金32万4,000円の増額補正を計上してございまして、この増額補正により、50ページ、51ページの歳出の3款1項1目一般被保険者医療給付費分の財源更正を行うものでございます。

続きまして、52、53ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費、001特定健康診査等事業費、12節委託料の健康管理システム改修委託料148万5,000円でございますが、特定健康診査、特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き第4版において、令和6年度以降、健診項目内容の拡大や問診内容の修正、アウトカム指標の導入などの評価体制の見直しが見直しが示されていますことから、見直しに対応するためのシステム改修費用でございます。

次に、6款1項1目積立金、001基金積立金8,444万7,000円の増額補正、8款1項2目償還金、001保険給付費等交付金償還金3,469万3,000円の減額補正でございますが、関連がございますので、48、49ページの歳入のほうをお願いいたします。

下段の6款1項1目前年度繰越金でございます。令和4年度決算における歳入歳出差引き残高9,975万4,727円について、前年度繰越金に計上するため、既決予算5,000万円との差額4,975万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

52ページ、53ページに戻っていただきまして、ただいまご説明申し上げました前年度繰越金から、令和4年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金1,530万6,902円を差し引いた額8,444万7,000円を国民健康保険財政調整基金に積み増し、8款1項2目償還金、001保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と実際の償還金との差額3,469万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、何度も申し訳ありませんが、再び48、49ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金200万円でございますが、これは、本年9月定例会において、国民健康保険税の産前産後免除制度に対応するシステム改修費200万円の増額補正を議決いただいた後、特別調整交付金の対象となることが決定しましたことから、同額を計上させていただいております。

次に、5款1項1目一般会計繰入金の4節職員給与費等繰入金につきましては、人事院勧告に伴う保健事業以外の業務に従事する会計年度任用職員の人件費の増額に係る繰入れ分239万3,000円の増額と、3款でご説明いたしました特別交付金200万円の決定による同額の減額により、差引き39万3,000円の増額、7節その他一般会計繰入金につきましては、人事院勧告に伴う保健事業に従事する会計年度任用職員の人件費の増額に係る繰入れ分108万4,000円、健康管理システム改修委託料分に係る繰入れ分148万5,000円の合計額256万9,000円の増額、8節産前産後保険料繰入金につきましては、先ほどご説明いたしました出産被保険者の産前産後期間の令和5年度分の税収の減額見込額分に対する繰入れ分32万4,000円の増額でございます。合計で一般会計繰入金として328万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小畠真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

私のほうから1つ、5款1項1目の特定健康診査等事業費の中の健診項目の内容の拡大という説明がございました。どのような方向で拡大がされていくのか、若干説明をお願いしたいと思います。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） こちらの第4期における変更点でございますが、まず特定健康診査の見直しとしまして、基本的な健診の項目がございますが、この中については、血中脂質検査の中における中性脂肪におきまして、やむを得ず空腹時以外で中性脂肪を測定する場合については、食事直後を除き、随時、中性脂肪による血中脂質検査をできるようになりました。

あとは、いわゆる問診票といわれる部分ですけれども、これについてはより正確にリスクを

把握できるように、詳細な選択肢が追加となっております。

それから、特定保健指導のほうの見直しにつきましては、まず評価体系の見直しとしまして、ご説明申し上げました保健指導の実績評価にアウトカム評価が導入されるということで、今までは交付金等の対象等において、実施していれば対象となり得たのが、今後は実施した結果、一人一人に焦点を当てて、例を言えば、体重がこの時点から何kg減った、そういった部分までをしっかりと追いかけてアウトカム指標としてする必要が出てくると。それによって交付金の算定をしますというような変更になってきておりますので、それに対応するシステム改修をしないといけなくなったというのが、この提案の理由でございます。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よく分かりました。ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） なければ、これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第56号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第6、議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

補正予算書は58ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山口辰男） 議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

議案書は29ページ、補正予算書は58ページから66ページになります。

補正予算書62ページ、63ページをお願いします。

下段の3の歳出でございますが、人事院勧告や人事異動に伴う職員給与費212万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、中段の2の歳入でございますが、歳出の増額分全額を一般会計から事務費繰入金として繰り入れるため、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第56号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第57号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 次に、日程第7、議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

補正予算書は68ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

介護保険課長。

○介護保険課長（柳谷雅子） 議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ415万4,000円を追加し、予算総額を59億5,299万9,000円をお願いするものでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書で課別にご説明いたします。

まず、介護保険課分です。

補正予算書79ページから84ページをお願いいたします。

歳出から内容ごとにご説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、1節報酬14万3,000円、4節共済費3万円でございますが、これは人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

以下、1款3項1目介護認定審査費、細目001介護認定審査費の25万6,000円、同じく1款3項2目介護認定調査費、細目001介護認定調査費の82万7,000円、81ページ、82ページの3款3項2目任意事業費、細目001介護給付等費用適正化事業費の18万5,000円は、同様に人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

次に、79ページ、80ページに戻っていただきまして、1款1項1目一般管理費、細目002庶務関係費、13節使用料及び賃借料、地域密着型事業所指定システム使用料33万円でございますが、これは、令和6年度の介護保険制度改正に伴う地域密着型事業所指定システムのアップグレード対応によるものでございます。

次に83ページをお願いします。

4款2項1目介護サービス事業勘定繰出金、細目001介護サービス事業勘定繰出金34万6,000円についてですが、こちらでも会計年度任用職員の給与改定に伴い、総合事業分として保険事業勘定から繰り出すものでございます。

関連がございますので、歳入につきましてもご説明させていただきます。

80ページの庶務関係費及び介護認定審査費、介護認定調査費の会計年度任用職員の給与改定の財源につきましては、77ページ、78ページの7款1項5目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金125万6,000円でございます。

なお、82ページの介護給付等費用適正化事業費の会計年度任用職員の財源につきましては、75ページから78ページをお願いします。

事業費の財源としましては、1款保険料及び3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金から、定められた率に応じて充当することとなっております。詳細は、1款1項1目第1号被保険者保険料、3款2項4目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、5款2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、7款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業及び任意事業）の一部となります。

次に、80ページの地域密着型事業所指定システム使用料の財源につきましては、75ページ、76ページの3款2項6目介護保険事業補助金16万5,000円と、77ページ、78ページの7款1項5目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金16万5,000円でございます。

84ページの介護サービス事業勘定繰出金の財源につきましては、何度も申し訳ありませんが、75ページから78ページをお願いいたします。

事業費の財源としましては、1款1項1目第1号被保険者保険料、3款2項2目総合事業調

整交付金、3款2項3目地域支援事業交付金（総合事業）、4款1項2目地域支援事業支援交付金、5款2項1目地域支援事業交付金（総合事業）、7款1項2目地域支援事業繰入金（総合事業）の一部となります。

介護保険課の説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（大山清敬） 引き続き、高齢者支援課計上分をご説明いたします。

まず、保険事業勘定についてでございます。

詳細な内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

歳出からご説明させていただきます。

補正予算書79ページ、80ページをお願いいたします。

3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、細目001訪問型サービス事業費18万9,000円でございますが、これも人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

以下、81ページ、82ページの3款2項1目一般介護予防事業費、細目001一般介護予防事業費43万3,000円、3款3項1目包括的支援事業費、細目001地域包括支援センター運営事業費127万5,000円、同じく細目003認知症総合支援事業費14万円でございますが、こちらも同様に人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

関連がございますので、歳入につきましてもご説明させていただきます。

80ページの訪問型サービス事業費及び82ページの一般介護予防事業費の財源につきましては、75ページから78ページをお願いいたします。

事業費の財源としましては、1款保険料及び3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金から、定められた率に応じて充当することとなっております。詳細は、1款1項1目第1号被保険者保険料、3款2項2目総合事業調整交付金、3款2項3目地域支援事業交付金（総合事業）、4款1項2目地域支援事業支援交付金、5款2項1目地域支援事業交付金（総合事業）、7款1項2目地域支援事業繰入金（総合事業）の一部となります。

次に、82ページの地域包括支援センター運営事業費の財源につきましては、これも同じく75ページから78ページをお願いいたします。

事業費の財源としましては、1款保険料及び3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰入金から、定められた率に応じて充当することとなっております。詳細は、1款1項1目第1号被保険者保険料、3款2項4目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、5款2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業及び任意事業）、7款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業及び任意事業）の一部となります。

次に、82ページの認知症総合支援事業費の財源につきましては、こちらも同じく75ページから78ページをお願いいたします。

事業費の財源としましては、1款保険料の一部及び3款国庫支出金、5款県支出金、7款繰

入金から、定められた率に応じて充当することとなっております。詳細は、1款1項1目第1号被保険者保険料、3款2項5目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、5款2項3目地域支援事業交付金（社会保障充実分）、7款1項4目地域支援事業繰入金（社会保障充実分）となります。

続きまして、介護サービス事業勘定のご説明をいたします。

今回の補正は、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ86万8,000円を追加し、予算総額を6,360万9,000円にお願いするものでございます。

詳細な補正の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

歳出からご説明させていただきます。

補正予算書90ページ、91ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、細目001介護予防サービス計画作成職員関係費86万8,000円でございますが、こちらも人事院勧告に基づく会計年度任用職員の給与改定によるものでございます。

関連がございますので、歳入につきましてもご説明いたします。

介護予防サービス計画作成職員関係費の財源につきましては、同ページの2款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金52万2,000円、2款2項1目保険事業勘定繰入金、1節保険事業勘定繰入金34万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 質疑というほどでもないんですけども、一つの項目に関して多岐にわたって補正予算が組まれているので、間違いのないようにぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかにはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第57号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時59分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 意見書第6号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書

○委員長(小島真由美委員) 次に、日程第8、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」を議題とします。

それでは、意見書第6号について協議を行います。

ご意見はありませんか。また、質疑等もあればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、意見書第6号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を要請する意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時00分〉

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和6年2月15日

環境厚生常任委員会 委員長 小 島 真由美